

静岡市規則第12号

静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長

静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則（平成21年静岡市規則第92号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）中7を8とし、2から6までを3から7までとし、1の次に次のように加える。

- 2 「種類」の欄は、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を併せて記載してください。

様式第3号（注）中3を4とし、2の次に次のように加える。

- 3 「産業廃棄物の種類」の欄は、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を併せて記載してください。

様式第4号（注）中2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

- 1 「処分前の産業廃棄物の種類」及び「処分後の産業廃棄物の種類」の欄は、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を併せて記載してください。

様式第5号（注）中3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

- 1 「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類」の欄は、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を併せて記載してください。

様式第6号（注）中4を5とし、1から3までを2から4までとし、1として次のように加える。

- 1 「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類」の欄は、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を併せて記載してください。

様式第6号別紙（注）中2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

- 1 「処分前の産業廃棄物の種類」及び「処分後の産業廃棄物の種類」の欄は、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を併せて記載してください。

様式第7号中「が含まれる場合には」を「、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は」に改め、同様式（注）2中「すべて」を「全て」に改める。

様式第9号中「が含まれる場合には」を「、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は」に改め、同様式（注）2中「すべて」を「全て」に改める。

様式第10号中「が含まれる場合には」を「、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は」に改め、同様式（注）2中「すべて」を「全て」に改める。

様式第11号、様式第13号及び様式第14号中「が含まれる場合には」を「、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は」に改める。

様式第15号中「産業廃棄物の種類」の次に「(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。